

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
案

令和 3 年（2021 年）12 月 9 日提出

全 議 員

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式（その 1）中「印」を削り、「第 7 条第 1 項の規定に基づき」を「第 7 条の規定により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

政務活動費に係る収入及び支出の報告書について、押印の義務を廃止する等のため、本案を提出する。